

座間味村来訪者受け入れに関する 「新型コロナショックからの回復プラン」

座間味村においては、下記事項を柱とした、新型コロナウイルス感染拡大予防の各種対策について、確実に実施されることを前提として、令和2年6月1日より来訪者の受け入れを再開する。

記

- 1 国外や国内の特定警戒都道府県等の感染拡大地域からの観光客については、引き続き来訪の自粛を求める。来訪された方々には、マスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策の徹底を求める。
- 2 来訪された方々に対しては、宿泊施設等において滞在期間中及び離島後3日間の検温及び健康観察について協力を依頼する。
- 3 村内の宿泊事業者及び飲食事業者等の観光関連事業者等においては、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの作成について（沖縄県）」を参考に独自のガイドラインを策定いただき、来訪者等が安心して施設利用できるよう取り組む。
- 4 その他、各事業者において必要な感染拡大予防策を確実に実施いただく。事業者や、各自治会等の主催する祭りやイベントの実施については、沖縄県が策定している「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン（最新版）」に基づいた実施を求める。

令和2年5月22日
座間味村長 宮里 哲

座間味村新型コロナショックからの回復プランに基づく 村外との往来に関するガイドライン

令和2年5月22日

追加 令和2年6月19日

座間味村

1. 趣旨

座間味村新型コロナウイルス感染症からの回復プランに基づき、座間味村においては、6月1日から、観光客及び業務での移入者等の水際対策及び経過観察、村民の村外への移動制限及び経過観察を徹底することにより、新たな感染者の早期発見とクラスター発生を抑止しながら「新しい生活様式」を意識して活動を再開していくこととする。本ガイドラインは、村外との往来に関する行動目標や具体的な指針を提示することにより村民の活動及び村内事業者の業務等の一助とするものである。

基礎となる考え方は、下記のとおりである。

- 1 国が特定警戒都道府県と位置付けている地域等、感染が拡大している地域からの本村への移動を極力少なくする。
- 2 当該地域から業務等でやむを得ず本村へ移動してくる者については、本村在住の高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い方との接触機会を極力少なくする。
- 3 万一本村へ移動してきた者の中に感染者がいた場合には、当該者の行動歴を迅速に把握することにより、濃厚接触者などの感染が疑われるものを特定し、村内での感染拡大を阻止する。
- 4 なお、特定警戒都道府県以外の本土都道府県、沖縄本島についても、往来による感染者移入のリスクはあるため、上記に準ずる対応を基本とするものの、そのリスクには濃淡があること、さらに、村民においても、村外からの移動者との接触機会の多寡等による感染リスクの濃淡があることから、それぞれの場合に応じて柔軟に対応を行っていく。

また、本ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する今後の疫学的知見の蓄積や国内外における感染状況の変化に応じ、必要な改定を行うこととする。

2. 行動目標

- ①本村が離島であることを踏まえ、感染者移入を水際で防止することが最も重要である。
したがって、島外との人的交流を可能な限り抑制的なものとする。
- ②その上で村外から観光や業務で移動した者の滞在中及び離島後の健康状態のフォロー や、感染経路の不明な患者が14日以内に確認されている地域（以下、発生地域）から帰島した村民の自宅待機及び経過観察等を実施する。
- ③なお、人的交流を完全には遮断できない以上、感染者発生はあり得るとの前提の下、

この場合にあっても爆発的感染拡大（クラスター発生）の確実な阻止を目指し、可能な限りその行動歴の把握に努めると共に、普段からマスクの着用、三密の回避、手洗い、手指消毒等の基本的感染予防策の徹底を行うよう努める。

3. 対象別の具体的指針

（1）観光客（特性：行動歴が追いづらい）

①新型コロナウイルス感染症は、感染から平均5-6日で発症することや、発症の2日前から他者に感染させる可能性があること等を踏まえ、原則として宿泊施設等は、観光客が滞在中及び島外へ移動後3日間は、毎日の検温及び健康状態の観察を実施するよう要請し、島外へ移動後2週間以内に発熱や体調不良などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を認めた場合には速やかに宿泊施設等へ電話等で報告、病院受診後にその結果を再度電話等で報告する。これは当該観光客が万一感染者であった場合、島内で観光中に濃厚接触した可能性がある者を迅速に特定し、島内における感染拡大防止を可能にするためである。なお、国外や国内の特定警戒都道府県等の感染拡大地域からの観光客については、来島を再検討していただくよう求める。

（2）業務での移動者（特性：観光客よりは行動歴が追いやすい）

①業務のため、やむを得ず村外から移動する者については、マスクの着用、三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策を徹底した上で、業務に必要な最小限の期間のみの滞在とし、業務外の懇親会等を行うことは厳に慎む。

②また、島内に当該移動者の業務関係者がいる場合は、移動者が滞在中及び島外へ移動後3日間は、毎日の検温及び健康状態の観察を実施するよう要請し、島外へ移動後2週間以内に発熱や体調不良などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を認めた場合には速やかに電話等で報告、病院受診後にその結果を再度電話等で報告する。これは、（1）②と同様の理由による。

（3）村民（特性：観光客、業務での移動者よりは行動歴が追いやすいが、多数の重症化しやすい方と相対する職にあたっては特に注意が必要）

①発生地域への不要不急の移動を控え、やむを得ず移動した場合には2週間の外出自粛を求めるとともに、毎日の検温及び健康状態の観察を行う。また、発生地域でない場合でも、マスクの着用、三密の回避、手洗い、手指消毒等の基本的感染予防策を徹底した上で必要最小限のみの滞在とし、懇親会等を行うことは厳に慎む。

②村外移動のない者であっても、発熱等の風邪症状がある者はムリせず自宅で療養する。その中で、特に観光客など村外の方との接触歴がある者は、早期の診療所への相談を行う。
以上

このガイドラインは、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針及び沖縄県の県外渡航自粛・観光受入等の変更・更新により内容を変更する事があります。